

FAX 送信状

令和2年4月1日

会 員 各 位

発信人 (一社)全国旅行業協会埼玉県支部
(一社)埼玉県旅行業協会
〒330-0834 さいたま市大宮区天沼町 1-441-1
TEL048-648-3661 FAX048-648-3666

下記書類をご送信申し上げますのでご査収戴き宜しくご配慮お願い申し上げます。

★新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大／厚生労働省

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を発表しました。雇用調整助成金の緊急対応期間として、本年4月1日～6月30日の間、特例措置の更なる拡大が実施されます。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全国の事業主(全業種)に対して、生産指標要件を1カ月5%以上低下に緩和、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含み、助成率は、中小企業 4/5、大企業 2/3、解雇等を行わない場合は、中小企業 9/10、大企業 3/4 に引き上げられました。また、計画届の事後提出を6月30日まで認め、支給限度日数は、1年100日、3年150日に加え、4月1日から6月30日までの対象期間が加えられます。さらに、特例措置の拡大にあわせて、至急迅速化のための事務処理体制の強化や手続きの簡素化を図ることとしております。(照会先)職業安定局雇用開発企画課課長:松永 久課長補佐:宮本 淳子(電話代表)03(5253)1111

★埼玉県社会福祉協議会一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を、3月25日(水)から実施します。(融資条件等の抜粋↓)

●緊急小口資金 主に休業された方向け

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額 10万円以内 ※ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内

■据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内 ■貸付利子 無利子

●総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方向け

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内 ・単身世帯 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内(就職活動を誠実に継続している場合などにおいて最長12月まで延長)

■据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内 ■貸付利子 無利子 ■償還期限 2年以内

○貸付には審査があります。

○特例貸付の御相談・申込窓口は、お住いの市町村社会福祉協議会になります。

(申込・受付・相談は、直接、お住いの各市町村社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。)

(ご案内)上記は、会員の皆様方への情報提供で、実際の融資等を確約するものではありません。また、融資条件(要件)等については、随時、更新される場合もありますので、直接、各お問い合わせ先へご確認下さい。また詳しい内容は、**タイトル名**で検索可能です。

令和2年度旅行業務取扱管理者定期研修、さいたま会場(JA共済埼玉ビル(さいたま市))
の実施日は6月24日(水)で、4月20日から全国旅行業協会HPで受付開始予定!